

地域版食育推進計画及び子ども食育応援団の概要

1 概要

地域における食育推進活動を促進するため、「地域版食育推進計画」および「子ども食育応援団」を募集する。町内会や公民館などの団体が、地域に応じた食育の具体的な目標や取組内容を定め、地域で食育を実践する活動を「地域版食育推進計画」という。地域版食育推進計画に協力する事業者・団体のうち、特に子どもに対する活動を支援する団体を「子ども食育応援団」という。

2 地域版食育推進計画を策定する団体・機関等

町内会、公民館、女性団体、PTA等の各種団体・機関等

※食育基本法第11条1項により食育の推進に努めることとされている機関は対象外。(学校、保育所等)

3 地域版食育推進計画の取組期間

おおむね6か月以上

4 取り組み内容

次の(1)から(3)のいずれかの項目を含む計画を策定し、実践する。

なお、取り組みを開始するにあたり、始めに、いしかわ食育コーディネーター(以下「食育コーディネーター」とする。)から実施団体に対し、食育を行う目的について説明し共通理解・認識を得られるようにすること。

また、対象団体は食育の目的について、活動中折にふれ対象者にも伝わるよう工夫すること。

(1) 地域を見つめ直す郷土色豊かな食育の実践

〔取組例〕

- ・地域で採れる野菜や特産物の栽培、収穫、加工品づくりなどを体験する
- ・郷土料理や行事食を継承する場を設け次代に繋げるようにする
- ・地域内の食品製造・加工、流通・販売、外食など食品関連事業者の職場体験や施設見学等を行う
- ・地域で収穫した野菜などを地域で消費する運動を行う

(2) 食生活の改善、生活習慣病予防の実践

〔取組例〕

- ・食事の適正量と栄養バランスを考え実践する運動に取り組む
- ・「だし」のとり方や活用方法等、減塩に配慮した和食を推進する運動を行う
- ・生活リズムの確立のため「早寝早起き朝ごはん運動」に取り組む
- ・食の面から健康づくりを応援する飲食店等で工夫されたメニューを学ぶ
- ・地域のスーパー等で栄養成分や産地などの食品表示の学習会を行う
- ・地域の高齢者で低栄養について学んだ後、料理教室を行う

(3) 家庭における食育の実践と支援

〔取組例〕

- ・家族みんなで食を楽しむ料理講習会等を開催する
- ・食の大切さを学ぶ講習会や勉強会を開催する
- ・地域の各家庭でエコクッキングや食品廃棄を減らすための取り組みを行う

5 提出書類

(1) 地域版食育推進計画書

新たに地域版食育推進計画を策定する団体は、募集期間中(毎年6月～7月頃)に、計画書〔様式第1号〕を提出する。

活動目標については、下記のとおりとする。

ア 地域の目標

計画を策定する各種団体・機関等は、以下の4つのねらい(目的)に当てはまる目標を独自に定める。

- ① 食を通じた地域のつながりを深める
- ② 家庭における食育につなげる
- ③ 地域の郷土料理や食文化を継承する
- ④ 地場産業の振興を図る

イ 関連する県計画の目標項目

アの目標に併せて「第4次いしかわ食育推進計画」の目標項目①～⑪から1項目以上を選択し、その向上に向けた取り組みを行うものとする。

<県計画の目標項目>

- ① 食育に関心を持っている県民を増やす
- ② 栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす
- ③ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- ④ 朝食を欠食する県民を減らす
- ⑤ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民を増やす
- ⑥ 農林漁業体験を経験した県民を増やす
- ⑦ 生活習慣病予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす
- ⑧ ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす
- ⑨ 食品の安全性について基礎的な知識を持っている県民を増やす
- ⑩ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす
- ⑪ 産地や生産者を意識して県産の農林水産物・食品を選ぶ県民を増やす

(2) 地域版食育推進計画変更届

地域版食育推進計画の認定を受けた団体は、取組終了期間、連絡先、団体名及び代表者に変更があった場合は、変更届〔様式第2号〕を提出する。

(3) 地域版食育推進計画実績報告書

地域版食育推進計画の期間終了までの毎年度末に、実績報告書及び次年度の計画に係る変更届〔様式第3号〕及び取組事例〔様式第4号〕を提出する。協力する子ども食育応援団がいる場合は、併せて、子ども食育応援団の取組事例〔様式第5号〕を提出する。

(4) 子ども食育応援団申請書

新たに子ども食育応援団に申請する団体は、募集期間中(毎年6月～7月頃)に、申請書〔様式第6号〕を提出する。

(5) 子ども食育応援団変更届

子ども食育応援団の認定を受けた団体は、取組終了期間、連絡先、団体名及び代表者、協力する地域版食育推進計画名に変更があった場合は、変更届〔様式第7号〕を提出する。

6 提出先

地域版食育推進計画策定団体及び子ども食育応援団は、5の提出書類を、担当の食育コーディネーターに提出する。食育コーディネーターは、提出書類を確認の上、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は県保健福祉センターを通じて県へ提出する。

7 認定証の交付

認定した「地域版食育推進計画」及び「子ども食育応援団」については、例年8月～9月頃に知事の認定証が交付される。県は、認定した団体について、その概要を公表する。

令和5年4月1日作成